

- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 12 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 575 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂山鹿店
山鹿市熊入町字西田 172-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 14 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 576 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂東山鹿店
山鹿市古閑十三部 1006-5
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 14 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 577 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付

資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂菊南店
菊池郡西合志町須屋上の原 1936-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 6 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 578 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂阿蘇店
阿蘇郡阿蘇町黒川横井ノ本 1536-2
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 21 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 579 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂八代店
八代市本野町字西道善寺 2301-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日

- 平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 7 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 580 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂鏡店
八代郡鏡町上鏡西浜無田 1148
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- | | | | | |
|-----|-----------|-------|----|----|
| 変更前 | 株式会社ニコニコ堂 | 代表取締役 | 友納 | 宏 |
| 変更後 | 株式会社ニコニコ堂 | 代表取締役 | 川村 | 英文 |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- | | | | | |
|-----|-----------|-------|----|----|
| 変更前 | 株式会社ニコニコ堂 | 代表取締役 | 友納 | 宏 |
| 変更後 | 株式会社ニコニコ堂 | 代表取締役 | 川村 | 英文 |
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 7 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 581 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂横手店
八代市横手町源代 1152
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- | | | | | |
|-----|-----------|-------|----|----|
| 変更前 | 株式会社ニコニコ堂 | 代表取締役 | 友納 | 宏 |
| 変更後 | 株式会社ニコニコ堂 | 代表取締役 | 川村 | 英文 |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- | | | | | |
|-----|-----------|-------|----|----|
| 変更前 | 株式会社ニコニコ堂 | 代表取締役 | 友納 | 宏 |
| 変更後 | 株式会社ニコニコ堂 | 代表取締役 | 川村 | 英文 |
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 7 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 582 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂人吉店
人吉市上薩摩瀬町園田 880
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 19 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 583 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂多良木店
球磨郡多良木町 1385-2
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 19 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 11 月 14 日まで

熊本県公告第 584 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 7 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
(1) 委託業務の名称
平成 14 年度地域食生活実態調査事業における調査票のデータ入力及び集計解析業務
- (2) 委託業務の内容
調査票のデータ入力及び集計解析
- (3) 委託業務の詳細
入札説明書による。
- (4) 委託期間
平成 14 年 8 月 1 日から平成 14 年 9 月 30 日まで
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期
(1) 申請の方法
県が指定する競争入札参加資格確認申請書を直接又は郵便により提出するものとする。

- (2) 申請書類の配布・提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県健康福祉部健康増進課栄養係
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 7076
- (3) 申請書類の受付期間
平成 14 年 7 月 15 日から平成 14 年 7 月 22 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 4 入札及び開札に関する事項
- (1) 入札及び開札の日時
平成 14 年 7 月 24 日 午前 10 時 30 分
- (2) 入札及び開札の場所
熊本県庁行政棟新館 5 階健康福祉部聴聞室
- (3) 入札事務を担当する部局の名称
3 の (2) に同じ。
- (4) 入札書の提出方法
持参に限る。
- 5 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- 6 入札保証金に関する事項
- (1) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札書に記載する金額の 100 分の 5 以上の金額を入札の日時までに納付すること。ただし、次の (2) に該当する場合は、入札保証金は免除する。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、委託契約締結後還付する。
- (2) 入札保証金の免除
入札保証金は、次の各号のいずれかの場合は、免除する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)
- 7 無効入札に関する事項
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提出しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) 2 以上の意思表示をした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- 8 契約の締結期限
落札者は、落札後 7 日以内に契約を締結しなければならない。
- 9 その他
- (1) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時
平成 14 年 7 月 22 日 午前 9 時
- イ 場所
(4) の 2 に同じ
- (2) その他詳細は入札説明書による。

登 載 依 頼

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 15 号

熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 管 理 規 程 を 次 の よ う に 定 め る 。

平 成 14 年 7 月 15 日

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 者 佐 藤 博 治

熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 管 理 規 程

熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 (昭 和 39 年 電 気 事 業 管 理 規 程 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 83 条 第 2 項 た だ し 書 中 「、 建 設 工 事 」 の 次 に 「 又 は 測 量、 調 査、 試 験、 設 計 等 の 建 設 工 事 に 係 る 委 託 若 し く は 道 路 等 の 公 共 土 木 施 設 の 維 持 管 理 に 係 る 委 託 (以 下 こ の 項 に お い て 単 に 「 建 設 工 事 に 係 る 委 託 」 と い う 。) を、 「 当 該 建 設 工 事 」 の 次 に 「 又 は 建 設 工 事 に 係 る 委 託 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 規 程 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 し、 改 正 後 の 熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 の 規 定 は、 平 成 14 年 7 月 1 日 か ら 適 用 す る 。